

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

平成20年4月1日

規則第2号

最終改正 令和3年6月28日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 被保険者（第2条—第6条）

第3章 給付（第7条—第18条の2）

第4章 保険料（第19条—第22条）

第5章 雜則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 被保険者

（被保険者証の更新）

第2条 広域連合長は、毎年8月1日に被保険者証の更新を行うものとする。

2 広域連合長は、特別の事情があると認めるときは、前項に定める期日を変更することができる。

（被保険者証の交付）

第3条 次に掲げる被保険者に対しては、前条第1項に定める日に、その日の属する月から1年間の有効期限の被保険者証を交付するものとする。

(1) 当該被保険者証を交付する年（以下この号において「交付年」という。）の4月1日現在において前々年度以前の賦課保険料の滞納がなく、かつ、交付年の6月1日現在において前年度の賦課保険料額の2分の1より多い滞納がない被保険者

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規

則（平成19年厚生労働省令第129号）第13条に規定する医療に関する給付を受けることができる被保険者
(被保険者証の再交付)

第4条 被保険者は、被保険者証の再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(障害認定に関する届出)

第5条 被保険者は、障害認定による被保険者資格を取得し、又は喪失しようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(負担区分等証明書の申請)

第6条 被保険者は、転出の届出に際して、負担区分等の証明書の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

第3章 給付

(療養費及び特別療養費の支給申請)

第7条 被保険者は、療養費及び特別療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に療養に要した費用の額に関する証明書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(移送費の支給申請)

第8条 被保険者は、移送費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に移送を必要とする意見書等を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(特定疾病に係る認定)

第9条 被保険者は、特定疾病に係る認定を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に意見書等を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(特定疾病に係る認定証の再交付)

第10条 被保険者は、特定疾病に係る認定証の再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(月間の高額療養費の支給申請)

第11条 被保険者は、月間の高額療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(年間の高額療養費の支給申請)

第11条の2 被保険者は、年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第12条 被保険者は、高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(限度額適用認定証の交付申請)

第13条 被保険者は、限度額適用認定証の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(限度額適用認定証の再交付)

第13条の2 被保険者は、限度額適用認定証の再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請)

第14条 被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付)

第14条の2 被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(食事療養等標準負担額の差額支給申請)

第15条 被保険者は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の差額支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(基準収入額適用申請)

第16条 被保険者は、一部負担金の負担区分判定における基準収入額の適用

を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請について広域連合長が認定したときは、負担区分を変更するものとする。

(第三者の行為による傷病の届出)

第17条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、広域連合長が別に定める様式を速やかに広域連合長に提出しなければならない。

(葬祭費の支給申請)

第18条 条例第2条第1項の規定により葬祭費の支給を受けようとするものは、広域連合長が別に定める様式に被保険者証及び死亡を証する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(傷病手当金の申請)

第18条の2 条例第2条の2第1項の規定により傷病手当金の支給を受けようとするものは、広域連合長が別に定める様式に被保険者証及び事業主からの証明書等の書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

第4章 保険料

(保険料の額の通知)

第19条 条例第17条の規定による保険料の額が定まったときは、次に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。ただし、保険料の額に変更があったときは、変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

- (1) 被保険者氏名及び被保険者番号
- (2) 保険料額決定年月日
- (3) 当該年度分の保険料額
- (4) 保険料算定の基礎となる数値
- (5) 審査請求及び取消訴訟
- (6) 審査請求先
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他通知に必要な事項

2 条例第17条に規定する通知のうち、特別徴収の仮徴収額に関する通知は、次に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。ただし、仮徴収額に変更があったときは、変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

(1) 被保険者氏名及び被保険者番号

(2) 仮徴収額決定年月日

(3) 保険料の仮徴収額

(4) 保険料算定の基礎となる数値

(5) 審査請求及び取消訴訟

(6) 審査請求先

(7) 問い合わせ先

(8) その他通知に必要な事項

(保険料の徴収猶予及び減免の基準)

第20条 条例第18条の規定による保険料の徴収猶予及び条例第19条の規定による保険料の減免を行う場合は、鹿児島県後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する規則(平成20年規則第3号)の定めるところによる。

(申告書)

第21条 条例第20条の申告書の様式は、広域連合長が別に定める様式のとおりとする。

(適用範囲)

第22条 保険料の徴収猶予及び減免の運用に当たっては、条例第18条第2項及び第19条第2項の規定による申請により行うものとし、当該事由発生の翌月以後に到来する納期において納付すべき保険料において行うものとする。ただし、特別徴収による保険料については、普通徴収の納期に改めて取り扱うものとする。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(被保険者証の有効期限の特例)

2 第3条に規定する被保険者証の有効期限に関し、平成20年4月1日から平成20年7月31日までに交付する被保険者証については、同条の規定にかかわらず有効期限を平成21年7月31日までとする。

附 則（平成20年9月2日規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成22年1月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年1月1日より適用する。

附 則（平成27年11月24日規則第3号）

1 この規則は、平成28年1月1日より施行する。

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成28年3月24日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第3号）

1 この規則は、平成30年4月1日より施行する。

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成30年7月26日規則第5号）

この規則は、平成30年8月1日より施行する。

附 則（平成30年10月10日規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定は、平成30年8月1日より適用する。

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成31年3月28日規則第3号）

1 この規則は、平成31年4月1日より施行する。

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（令和2年4月17日規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第3号）附則に規定する規則で定める日は、令和3年9月30日とする。

附 則（令和2年9月17日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。